

藤沢市公民館運営審議会委員の委嘱について
次の者を藤沢市公民館運営審議会委員に委嘱する。

2004年(平成16年)5月14日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

1 氏名等

公民館名	氏 名	生年月日	住 所	選出区分	新任
藤沢	さ さ き かきみ 佐々木 柿己			学校教育の 関係者	新任
明治	しもむら しゅういち 下村 修市			学校教育の 関係者	新任
御所見	ひろた けんいち 廣田 賢一			学校教育の 関係者	新任
遠藤	いしわた ゆうじ 石渡 裕司			学校教育の 関係者	新任
長後	こたに かずとし 小谷 和敏			学校教育の 関係者	新任
湘南大庭	やまくち しげる 山口 茂			学校教育の 関係者	新任
六会	せ と くにお 瀬戸 國雄			社会教育の 関係者	新任
明治	たかはし のぶこ 高橋 進子			社会教育の 関係者	新任
長後	わたぬき なおまさ 渡貫 直正			学識経験者	新任
六会	さとう みつる 佐藤 満			学校教育の 関係者	新任

2 任期

2004年5月15日から2005年6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市公民館運営審議会委員に欠員が生じたことに伴い、その残任期間の委員を社会教育法第30条第1項の規定により委嘱する必要がある。

参考

社会教育法 抜粋

(公民館運営審議会)

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

藤沢市公民館条例 抜粋

(運営審議会委員)

第4条 法第29条の規定により、第2条に定める公民館に、それぞれ公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会の委員の定数は、6人とする。
- 3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 特別の理由がある場合は、任期中でも解嘱することができる。
- 5 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。